



核兵器禁止条約の発効を受けて

足立 研幾

(立命館大学国際地域研究所所長／国際関係学部・教授)

はじめに

2021 年 1 月 22 日、核兵器禁止条約が発効した。核兵器禁止が明文化された本条約が発効したことは、核軍縮運動にとって大きなマイルストーンとなるものである。グテレス国連事務総長も、「核兵器の全面的廃絶に向けた意義深いコミットメント」であると、本条約を高く評価している。本条約形成への機運が高まったきっかけは、核軍縮の停滞であった。果たして、本条約は、核軍縮の停滞に対して、そして核兵器の廃絶に対して、効果を発揮するのであろうか。本稿では、核兵器禁止条約形成に至る経緯を概観したうえで、本条約が核兵器問題に対していかなる意義を持ちうるのか、考えたい。

核軍縮の停滞と核軍縮運動の盛り上がり

核兵器の拡散を防ぐにあたって、これまで核不拡散条約（NPT）が中心的な役割を担ってきた。NPT の締約国は核兵器の拡散を防止を行う一方で、核兵器軍縮交渉を誠実に行うことを約束している。実際、広島、長崎に対して核兵器が使用されて以降、核兵器が戦争において使用されることはなく、核兵器を保有する国が劇的に増加することはなかった。ただし、核軍縮については大きくは前進しなかった。冷戦期はそれもある程度許容されていた面がある。しかし、冷戦終焉後も核軍縮は一向に進展しなかった。その間、1993 年には北朝鮮が NPT から脱退を表明し核開発へと邁進し、NPT 非締約国のインド、パキスタンは 1998 年に核実験を実施した。さらに、イランをはじめ、核開発を疑われている国も存在する。

こうした中、核軍縮を求める声が高まったことは自然なことであった。1995 年には、核兵器廃絶を求める NGO ネットワークであるアボリション 2000 が設立された。1996 年には、国際司法裁判所が「核兵器の威嚇または使用は、国際法に一般的に違反する」と勧告的意見を出した。1998 年には、核軍縮促進を目的としたブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの 7 カ国からなる新アジェンダ連合が結成された。核軍縮を求める声が強まる中、2000 年の NPT 再検討会議の最終文書には、「核兵器国による核廃絶への明確な約束」が明記された。だが、こうした動きにもかかわらず、実際の核軍縮が進展することはなかった。2015 年の NPT 再検討会議では合意文書を作成することすらができず閉幕した。

核兵器禁止条約と NPT

NPT の揺らぎに対する危機感が強まる中、核兵器禁止条約作成に向けた動きが具体化した。2017 年 1 月、核兵器を禁止する法的拘束力のある文章を交渉する国連会議を開催することを盛り込んだ国連総会決議が採択され、同年 6 月 15 日～7 月 7 日に開催された国連会議で、122 カ国の賛成を得て核兵器禁止条約が採択された。本条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用を禁止している。本条約は、前文で NPT が核兵器軍縮と核兵器不拡散体制の礎石であることを再確認しており、NPT に取って代わろうとするものではない。本条約は、NPT 第 6 条に定められている核軍縮に関して、実現されるべき具体的かつ詳細な内容を規定し「NPT を補完、強化する」という評価もある。本条約には、核軍縮の動きを活性化させることで NPT を強化しようとした面がある。

しかし、本条約が、核軍縮を進展させ、NPT を強化する効果を持つかどうかは、現時点では不透明である。というのも、本条約と NPT との間には衝突する側面があることも否定できないからである。NPT は、核兵器国の核保有を当面認めた上で、それ以上の核拡散を防止しようとする。それに対して、核兵器禁止条約では核兵器保有は認められていない。それゆえ、核兵器国や核の傘に依存する国は本条約に署名していないし、近い将来署名する見込みもない。本条約の発効によって、実際の核兵器削減がすぐに進展する可能性はほぼない。

NPT 締約国は、核兵器国と非核兵器国の間で、お互いの立場に一定の理解を示し、少なくとも核不拡散について協力しようとしてきた。しかし、本条約形成により、本条約を推進した非核兵器国と、核兵器国の間の溝が深まってしまう恐れもある。核兵器国と核軍縮進展を求める非核兵器国との間の相互理解を損なうものにならないよう細心の注意を払わなければ、本条約は NPT の弱体化を加速させかねない。

核軍縮実現のために

核兵器禁止条約自体は、核軍縮に向けた特効薬ではない。しかし、だからといって本条約が無意味なわけでもない。本条約が形成されたことは、「核兵器を禁止すべき」という規範を国際社会においてさらに広めていく契機になりうることも確かだからである。そうした規範が広まっていくことは、核兵器開発に関心を持つ国が核兵器開発に乗り出すためのコストを上昇させ、核兵器国が実際に核兵器を使用するハードルを上げる効果を有する。本条約の発効が、国際社会において「核兵器を禁止すべき」という規範を広げていく上ではマイルストーンとなりうる成果であること事実なのである。

核使用の威嚇や援助も禁じられている本条約の締約国になると、日本はアメリカの「核の傘」から外れることになる。それゆえ、日本政府は本条約に参加する意図がないことを明言している。事実上の核保有国となった北朝鮮や、軍拡を続ける核兵器国中国と向き合う日本としては、核抑止を含む日米同盟を維持しながら、核兵器の脅威や役割を減らすための対話を重ねていくことが現実的なものかもしれない。しかし、日本は、唯一の被爆国として、「核兵器を禁止すべき」と先頭に立って訴えていくべき存在でもある。たとえ核兵器禁止条約にすぐに調印することが困難だとしても、ただ調印は不可能とはねつけるのではなく、本条約調印を可能にするための環境整備に全力を尽くすべきであろう。